

## 管理規程

### 埼玉県公営企業管理規程第四号

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者 板東博之

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十二年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「水道部長」を「経営企画部長、水道部長」に改め、同条第一項中「水道部長の専決」を「経営企画部長及び水道部長の専決」に改め、「事項は、」の下に「経営企画部長にあつては別表第三及び別表第四の経営企画部長の専決事項の欄に、水道部長にあつては」を加える。

第八条中「前条各項の規定により」の下に「経営企画部長、」を加える。

第九条第二項第四号及び第四項並びに第十三条第二項第三号及び第三項中「局長（ただし水道部にあつては水道部長）」を「経営企画部長又は水道部長」に改める。

第十七条第二項中「ときは」の下に「、経営企画部長」を加え、「（ただし水道部以外にあつては、当該事務の主務課長）」を削る。

第十七条第三項中「水道部長の専決」を「経営企画部長の専決することができる事項に係る事案について、経営企画部長が不在の時又は水道部長の専決」に改める。

別表第三及び別表第四を次のように改める。

別表第三（第五条、第六条、第七条関係）

服務に関する決裁事項・専決事項

事務の種類	管理者決裁事項	局長及び参事の専決事項	経営企画部長の専決事項	水道部長の専決事項	契約局長の専決事項
職員に服務に関する事務	1 局長、参事、経営企画部長、水道部長及び契約局長の引き続	1 局長及び参事の旅行（県外旅行にあつては、引き	1 経営企画部長の旅行（県外旅行にあつては、引き	1 水道部長の旅行（県外旅行にあつては、引き	1 契約局長の旅行（県外旅行にあつては、引き

<p>き三日以上の県外旅行を命 令し、及び復命を受けること。</p> <p>2 局長、 参事、経 営企画部 長、水道 部長及び 契約局長 の引き続 き三日以 上の休暇 に関する こと。</p> <p>3 局長、 参事、経 営企画部 長、水道 部長及び 契約局長 の職務に 専念する 義務を免 除するこ と。ただ し、次に 掲げる場 合を除 く。</p>	<p>以上の旅 行を除 く。）並 びに副参 事、技術 評価幹、 局に置く 主幹及び 主査の休 暇に関する こと。</p> <p>3 局長、 参事、副 参事、技 術評価幹</p>	<p>以上の旅 行を除 く。）並 びに総務 課長、財 務課長、 地域整備 課長、主 査員及び 席工事検 査員</p> <p>2 経営企 画部長の 休暇（引 き続き三 日以上 の）並 びに総務 課長、財 務課長、 地域整備 課長、主 席工事検</p>	<p>旅行を除 く。）並 びに水道 企画課 長、水道 管理課 長、浄水 場長、水 質管理セ ンター所 長及び水 道整備事 務所長の 引き続き 三日以上 の県外旅 行を命令 し、及び 復命を受 けること。</p> <p>2 水道部 長の休暇 （引き続 き三日以 上の休暇 を除く。）並 びに水道 企画課 長、水道 管理課 長、浄水</p>	<p>旅行を除 く。）を 命令し、 及び復命 を受ける こと。</p> <p>2 契約局 長の休暇 （引き続 き三日以 上の休暇 を除く。）に 関するこ と。</p> <p>3 契約局 長の休日 及び時間 外勤務を 命ずるこ と。</p> <p>4 契約局 長の次に 掲げる場 合（イ及 びロの場 合のうち 引き続き 三日未満 のもの、 ニの場合 並びにト の場合の</p>
--	--	--	--	---

イ 引き	並びに局	査員及び	場長、水	うち永年
続き三	に置く主	地域整備	質管理セ	勤続表彰
日未満	幹及び主	事務所長	ンター所	受賞に係
の研修	査の休日	の引き続	長及び水	る場合に
を受け	及び時間	き三日以	道整備事	ついて
る場合	外勤務を	上の休暇	務所長の	は、引き
ロ 引き	命ずるこ	に関する	引き続き	続き三日
続き三	と。	こと。	三日以上	未満の場
日未満	4 局長、	3 経営企	の休暇に	合に限
の厚生	参事、副	画部長の	関するこ	る。( )に
に關す	参事、技	休日及び	と。	おける職
る計画	術評価幹	時間外勤	3 水道部	務に専念
の実施	並びに局	務を命ず	長の休日	する義務
に参加	に置く主	ること。	及び時間	を免除す
する場	幹及び主	4 経営企	外勤務を	ること。
合	査の次に	画部長、	命ずるこ	イ 研修
ハ 選挙	掲げる場	総務課	と。	を受け
権その	合(局長	長、財務	4 水道部	る場合
他公民	及び参事	課長、地	長、水道	ロ 厚生
として	にあつて	域整備課	企画課	に關す
の権利	はイ及び	長、主席	長、水道	る計画
を行使	ロの場合	工事検査	管理課	の実施
する場	のうち引	員及び地	長、浄水	に参加
合	き続き三	域整備事	場長、水	する場
ニ 管理	日未満の	務所長の	質管理セ	合
者が特	もの、ニ	次に掲げ	ンター所	ハ 裁判
に必要	の場合並	る場合	長及び水	員、証
と認め	びにトの	(経営企	道整備事	人、鑑
人事委	場合のう	画部長に	務所長の	定人、
員会の	ち永年勤	あつては	次に掲げ	参考人
承認を	続表彰受	イ及びロ	る場合	等とし
受けた	賞に係る	の場合の	(水道部	て官公
場合の	場合につ	うち引き	長にあつ	署に出

のうち引 き続き 三日未 満の永 年勤続 表彰受 賞に係 る場合 4 職員の 自己啓発 等休業に 関する条 例（平成 二十三年 埼玉県条 例第十 号）第二 条（同条 例第七條 第三項に おいて準 用する場 合を含む。 ）の 規定に基 づき、局 長、参 事、経営 企画部 長、水道 部長及び 契約局長 の自己啓	いては、 引き続き 三日未満 の場合に 限る。） における 職務に専 念する義 務を免除 するこ と。 イ 研修 を受け る場合 ロ 厚生 に関する の計画 の実施 に参加 する場 合 ハ 裁判 員、証 人、鑑 定人、 参考人 等とし て官公 署に出 頭する 場合 ニ 選挙 権その	続き三日 未満のも の、ニの 場合並び にトの場 合のうち 合のうち 永年勤続 表彰受賞 に係る場 合につい ては、引 き続き三 日未満の 場合に限 り、総務 課長、財 務課長、 地域整備 課長及び 主席工事 検査員に あつては イ及びロ の場合の うち引き 続き三日 未満のも の、ニの 場合並び にトの場 合につい ては、引 き続き三	てはイ及 びロの場 合のうち 引き続き 三日未満 のもの、 ニの場合 並びにト の場合の うち永年 勤続表彰 受賞に係 る場合に ついて は、引き 続き三日 未満の場 合に限 り、水道 企画課長 及び水道 管理課長 にあつて はイ及び ロの場合 のうち引 き続き三 日未満の もの、ニ の場合並 びにトの 場合につ いては、	頭する 場合。 ニ 選挙 権その 他公民 として の権利 を行使 する場 合 ホ 法令 又は条 例に基 づいて 設置さ れた職 員の厚 生福利 を目的 とする 団体の 事業又 は事務 に従事 する場 合 へ 本県 の行う 任用試 験又は 職務の 遂行に 必要な
---	---	--	--	--

<p>発等休業の承認をし、又は自己啓発等休業の期間の延長を承認すること。</p>	<p>他公民として</p>	<p>日未満の</p>	<p>引き続き</p>	<p>資格試験を受ける場合</p>
<p>5 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下この表及び別表第四において「地公法」という。）第二十六条の五第五項の規定に基づき、4の承認を取り消すこと。</p>	<p>ホ 法令又は条例に基づいて設置された職員の厚生福利を目的とする団体の事業又は事務に従事する場合</p>	<p>永年勤続表彰受賞に係る場合を、地域整備事務所長にあつてはイ、ロ及びニの場合</p>	<p>三日未満の永年勤続表彰受賞に係る場合を、浄水場長、水質管理センター所長及び水道整備事務所長にあつてはイ、ロ及びニの場合</p>	<p>5 契約局長の週休日の振替及び半日勤務時間の割振りの変更を行うこと。</p>
<p>6 職員の配偶者同行休業に</p>	<p>へ 本県の行う任用試験又は職務の遂行に必要な資格試験を受ける場合</p>	<p>イ 研修を受ける場合</p>	<p>6 契約局長の休日</p>	<p>7 就業規程第四条の二の規定に基づき、契約局長の休</p>

第二十六	7 地公法	と。 するこ 長を承認 期間の延 行休業の 配偶者同 し、又は の承認を 同行休業 の配偶者 契約局長 部長及び 長、水道 企画部 事、経営 長、参 びき、局 規定に基 長、参 む。の 場合を含 準用する において	7 局長、 し、又は 配偶者同 行休業の 期間の延 長を承認 するこ と。	5 局長、 参事、副 参事、技 術評価幹 並びに局 に置く主 幹及び主 幹及び主 査の週休 日の振替 及び半日 勤務時間 の割振り 変更を行 うこと。	ハ 裁判 員、証 人、鑑 定人、 参考人 等とし て官公 署に出 頭する 場合	ハ 裁判 員、証 人、鑑 定人、 参考人 等とし て官公 署に出 頭する 場合	8 契約局 長の在宅 勤務勤務 に関する こと。
第二十六	7 地公法	と。 するこ 長を承認 期間の延 行休業の 配偶者同 し、又は の承認を 同行休業 の配偶者 契約局長 部長及び 長、水道 企画部 事、経営 長、参 びき、局 規定に基 長、参 む。の 場合を含 準用する において	6 局長、 参事、副 参事、技 術評価幹 並びに局 に置く主 幹及び主 幹及び主 査の週休 日の振替 及び半日 勤務時間 の割振り 変更を行 うこと。	ト 管理 者が特 に必要 と認め 人事委 員会の 承認を 受けた 場合	ニ 選挙 権その 他公民 として の権利 を行使 する場 合	ニ 選挙 権その 他公民 として の権利 を行使 する場 合	ト 管理 者が特 に必要 と認め 人事委 員会の 承認を 受けた 場合
第二十六	7 地公法	と。 するこ 長を承認 期間の延 行休業の 配偶者同 し、又は の承認を 同行休業 の配偶者 契約局長 部長及び 長、水道 企画部 事、経営 長、参 びき、局 規定に基 長、参 む。の 場合を含 準用する において	ホ 法令 又は条 例に基 づいて 設置さ れた職 員の厚 生福利 を目的 とする 団体の 事業又 は事務	ロ 厚生 に関する 計画 の実施 に参加 する場 合	ホ 法令 又は条 例に基 づいて 設置さ れた職 員の厚 生福利 を目的 とする 団体の 事業又 は事務	ロ 厚生 に関する 計画 の実施 に参加 する場 合	ト 管理 者が特 に必要 と認め 人事委 員会の 承認を 受けた 場合

事、経営	長、参	び、局	規定に基	む。の	を含	する場合	いて準用	三項にお	第三条第	児休業法	三項（育	第二条第	いう。）	業法」と	「育児休	において	この表に	号。以下	律第一百	成三年法	法律（平	児休業等	務員の育	8 地方公	と。	り消すこ	承認を取	き、6の	定に基づ	六項の規	条の六第	
業の承認	啓発等休	査の自己	幹及び主	に置く主	並びに局	機関の長	長、地域	庁の課	参事、本	び、副	規定に基	む。の	を含	する場合	いて準用	三項にお	第七条第	（同条例	例第二条	関する条	等休業に	自己啓発	8 職員	と。	間を指定	務代休時	時間外勤	び主査の	く主幹及	7 局に置	ること。	
6 経営企	と。	を行うこ	振り変更	時間の割	半日勤務	振替及び	週休日の	画部長の	5 経営企	場合	受けた	承認を	員会の	人事委	と認め	に必要	者が特	ト 管理	合	ける場	験を受	資格試	必要な	遂行に	職務の	験又は	任用試	の行う	へ 本県	合	する場	に従事
日の振替	長の週休	水道部	場合	受けた	承認を	員会の	人事委	と認め	に必要	者が特	ト 管理	合	ける場	験を受	資格試	必要な	遂行に	職務の	験又は	任用試	の行う	へ 本県	合	する場	に従事	は事務	事業又	団体の	とする	を目的	生福利	員の厚



事、経営	事、経営	機関の長	程第四条	項の規定
企画部	並びに局	の二の規	に基づ	に基づ
長、水道	に置く主	定に基づ	き、7の	き、7の
部長及び	幹及び主	き、経営	承認を取	承認を取
契約局長	査の配偶	企画部長	り消すこ	り消すこ
の育児短	者同行休	の休憩時	と。	と。
時間勤務	業の承認	間の時限	9 就業規	9 就業規
又は育児	をし、又	における	程第四条	程第四条
短時間勤	は配偶者	勤務を命	の二の規	の二の規
務の期間	同行休業	ずるこ	定に基づ	定に基づ
の延長の	の期間の	と。	き、水道	き、水道
承認をす	延長を承	10 経営企	部長の休	部長の休
ること。	認するこ	画部長の	憩時間の	憩時間の
11 育児	と。	在宅勤務	時限にお	時限にお
休業法第	11 地公法	に関する	ける勤務	ける勤務
十二条に	第二十六	こと。	を命ずる	を命ずる
において準	条の第六		こと。	こと。
用する育	六項の規		10 水道部	10 水道部
児休業法	定に基づ		長の在宅	長の在宅
第五条第	き、10の		勤務に関	勤務に関
二項の規	承認を取		するこ	するこ
定に基づ	り消すこ		と。	と。
き、10	と。			
の承認を	12 育児休			
取り消す	業法第二			
こと。	条第三項			
12 育児	条第三項			
休業法第	(育児休			
十七条の	業法第三			
規定に基	条第三項			
づき、局	において			
長、参	準用する			
事、経営	場合を含			
	む。)の			

企画部長、水道部長及び契約局長の育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。	13 埼玉 県企業職員就業規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第 二号。以下この表において「就業規程」という。）第十三条の三第一項の規定に
規定に基づき、副参事、本庁の課長、地域機関の長並びに局及び主幹及び主査の育児休業又は休業又はの期間の延長の承認をすること。	14 育児休業法第十條第三項（育児休業法第二一条第二項において準用する場合を

<p>の修学部</p>	<p>契約局長</p>	<p>部長及び</p>	<p>長、水道</p>	<p>企画部</p>	<p>事、経営</p>	<p>局長、参</p>	<p>基づき、</p>	<p>の規定に</p>	<p>三条の四</p>	<p>規程第十</p>	<p>15 就業</p>	<p>と。</p>	<p>消すこ</p>	<p>認を取り</p>	<p>13の承</p>	<p>づき、</p>	<p>規定に基</p>	<p>第三項の</p>	<p>三条の三</p>	<p>規程第十</p>	<p>14 就業</p>	<p>と。</p>	<p>をするこ</p>	<p>業の承認</p>	<p>の部分休</p>	<p>契約局長</p>	<p>部長及び</p>	<p>長、水道</p>	<p>企画部</p>	<p>事、経営</p>	<p>局長、参</p>	<p>基づき、</p>
<p>16 育児休</p>	<p>と。</p>	<p>り消すこ</p>	<p>承認を取</p>	<p>き、14の</p>	<p>に基づ</p>	<p>項の規定</p>	<p>五条第二</p>	<p>休業法第</p>	<p>する育児</p>	<p>いて準用</p>	<p>15 育児休</p>	<p>業法第十</p>	<p>と。</p>	<p>するこ</p>	<p>の承認を</p>	<p>間の延長</p>	<p>勤務の期</p>	<p>児短時間</p>	<p>務又は育</p>	<p>短時間勤</p>	<p>査の育児</p>	<p>幹及び主</p>	<p>に置く主</p>	<p>並びに局</p>	<p>機関の長</p>	<p>長、地域</p>	<p>本庁の課</p>	<p>副参事、</p>	<p>基づき、</p>	<p>の規定に</p>	<p>含む。）</p>	

分休業の  
承認を  
し、又は  
その承認  
を取り消  
すこと。  
16 就業  
規程第十  
三条の五  
の規定に  
基づき、  
局長、参  
事、経営  
企画部  
長、水道  
部長及び  
契約局長  
の高齢者  
部分休業  
の承認を  
し、若し  
くはその  
承認を取  
り消し、  
又は休業  
時間の短  
縮をし、  
若しくは  
休業期間  
の延長を  
承認する  
こと。

業法第十  
七条の規  
定に基づ  
き、副参  
事、本庁  
の課長、  
地域機関  
の長並び  
に局に置  
く主幹及  
び主査の  
育児短時  
間勤務の  
承認が失  
効した場  
合等にお  
ける育児  
短時間勤  
務の例に  
よる短時  
間勤務を  
行わせる  
こと。

17 就業規  
程第十三  
条の三第  
一項の規  
定に基づ  
き、副参  
事、技術  
評価幹並  
びに局に  
置く主幹

---

---

及び主査  
の部分休  
業の承認  
をすること。  
と。

<sup>18</sup> 就業規  
程第十三  
条の三第  
三項の規  
定に基づ  
き、17の  
承認を取  
り消すこ  
と。

<sup>19</sup> 就業規  
程第十三  
条の四の  
規定に基  
づき、副  
参事、本  
庁の課  
長、地域  
機関の長  
並びに局  
に置く主  
幹及び主  
査の修学  
部分休業  
の承認を  
し、又は  
その承認  
を取り消  
すこと。

---

---

---

---

---

---

20 就業規

程第十三  
条の五の  
規定に基  
づき、副  
参事、本  
庁の課  
長、地域  
機関の長  
並びに局  
に置く主  
幹及び主  
査の高齡  
者部分休  
業の承認  
をし、若  
しくはそ  
の承認を  
取り消  
し、又は  
休業時間  
の短縮を  
し、若し  
くは休業  
期間の延  
長を承認  
するこ  
と。

21 就業規  
程第四条  
の二の規  
定に基づ  
き、局長

---

---

---

---

<p>の休憩時 間の時限 における 勤務を命 ずるこ と。</p> <p>22 局長、 参事、副 参事、技 術評価幹 並びに局 に置く主 幹及び主 査の在宅 勤務に関 するこ と。</p>

別表第四（第五条、第六条、第七条、第二十一条関係）

個別の決裁事項・専決事項

機関 名	総務課
事務の 種類	一 職員 の任免 等に関 する事 務
管理者決裁 事項	1 主任以上 の職員の採 用、転任、 昇給、派 遣、辞職並 びに昇任及 び昇格を決 定するこ と。 2 国又は他
局長の専決 事項	1 職員（主 任以上の職 員を除 く。）の採 用、転任、 昇給、派 遣、辞職並 びに昇任及 び昇格を決 定するこ
経営企画部 長の専決事 項	
水道部長の 専決事項	

の地方公共	と。
団体に對	2 地公法第
し、職員	二十八条の
割愛を依	二第一項の
し、又は	規定に基
承認す	き、管理
と。	監督を占
3 地公法第	める職員
二十八条第	の占める
一項の規	理監督職
定に基	に係る管
づく	理監督
職員を	督職務上
その意	限年齢に
に反	して職
任し、	員につ
又は	て、管理
免職	監督以
す	外の職
こ	又は管
と。	理監督
4 地公法第	職務上
二十八条第	限年齢
二項の規	が
定に	当該職
基	員の
づく、	年齢を
職員	を超
を	え
その	管理
意に	監督
反	職への
して	降任
休	又は
職	転任
す	（降給
こ	を伴
と。	う転任
5 地公法第	に限
二十九条第	する
一項の規	（を
定に	する
基	こと。
づく、	
職員	
に	
對	
し	
懲	
戒	
処	
分	
す	
こ	
と。	
3 職員	
の	
分	
限	
に	
關	
す	
る	
こ	
と。	
6 職員	
の	
定	
年	
等	
に	
關	
す	
る	
こ	
と。	
昭	
示	
す	
る	
こ	
と。	
昭	
示	
す	
る	
こ	
と。	
昭	
示	
す	
る	
こ	
と。	
昭	
示	
す	
る	
こ	
と。	

<p>和五十九年 埼玉県条例 第四号。以 下この項に おいて「定 年制条例」 という。）</p>	<p>法第二十七 条第二項に 規定する降 給とみなさ れる措置を 講ずること。</p>
<p>7 定年制条 例第四條第 一項ただし 書の規定に 基づき、定 年制条例第 九條第一項 から第四項 までの規定 により異動 期間を延長 した職員で あって、定 年退職日に おいて管理 監督職を占 めている職 員を、引き</p>	<p>4 定年制条 例第十二條 又は第十三 條第一項の 規定に基づ き、年齢六 十年以上退 職者を職員 （給与条例 第四條に規 定する管理 職手当が支 給される職 員の職以外 の職）とし て採用する こと。</p>
<p>5 改正定年 制条例附則 第三條第一 項若しくは 第二項、第 四條第一項 若しくは第 二項、第五 條第一項若 しくは第二</p>	<p>5 改正定年 制条例附則 第三條第一 項若しくは 第二項、第 四條第一項 若しくは第 二項、第五 條第一項若 しくは第二</p>

<p>続き勤務させることに ついて、人事委員会の 承認を得ること。</p>	<p>項又は第六 条第一項若 しくは第二 項の規定に 基づき、職 員（給与条 例第四条に</p>
<p>8 定年制条 例第四条第 二項の規定 に基づき、 期限を定め 引き続き勤 務させた職 員に係る当 該期限を延 長すること について、 人事委員会 の承認を得 ること。</p>	<p>6 改正定年 制条例附則 第三条第三 項（同条例 附則第四条 第三項、第 五条第三 項、又は第 六条第三項 の規定にお いて準用す る場合を含 む。）の規 定に基づ き、職員 （給与条例 第四条に規 定する管理 職手当が支</p>
<p>9 定年制条 例第四条第 三項の規定 に基づき、 定年に達し た職員に対 し期限を定 め引き続き 勤務させる 場合又は期 限を定め引 き続き勤務 させた職員 に対し当該</p>	<p>（給与条例 第四条に規 定する管理 職手当が支</p>

<p>期限を延長する場合には、それぞれ当該職員の同意を得ること。</p>	<p>10 定年制条例第四条第</p>	<p>四項の規定に基づき、</p>	<p>期限を定め引き続き勤務させた職員を当該職員の同意を得て当該</p>	<p>期限を繰り上げ、又は</p>	<p>期限を定め引き続き勤務させた後当該期限を延長した職員を当該職員</p>	<p>員の同意を得て当該延長した期限を繰り上げること。</p>	<p>11 定年制条例第九条第</p>	<p>一項の規定に基づき、</p>	<p>他の職への</p>	<p>給される職員の職以外の職)として任期を定めて採用したものの任期を更新すること。</p>	<p>7 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第三</p>	<p>十八条及び第三十九条の規定に基づき、身体障害者の採用に関する計画を作成し、並びに当該計画及びその実施状況を厚生労働大臣に通報すること。</p>	<p>8 次の各号に掲げる有資格者を選任し、又は</p>	<p>解任すること。</p>
--------------------------------------	---------------------	-------------------	--------------------------------------	-------------------	--	---------------------------------	---------------------	-------------------	--------------	--	--	--	------------------------------	----------------

降任等をす	と。
べき管理監	イ 水道法
督職を占め	(昭和三十
る職員が占	二年法
める管理監	律第七
督職に係る	十七号)
異動期間を	第十九条
延長し、引	の規定に
き続き当該	基づく水
管理監督職	道技術管
を占める職	理者
員に、当該	ロ 電気事
管理監督職	業法(昭
を占めたま	和三十九
ま勤務させ	年法律第
ること。	百七十
12 定年制条	号)第四
例第九条第	十三条の
二項の規定	規定に基
に基づき、	づく主任
異動期間が	技術者
延長された	(工業用
管理監督職	水道事業
を占める職	及び水道
員につい	用水供給
て、当該異	事業の用
動期間を更	に供する
に延長する	施設に係
ことについ	るものに
て、人事委	限る。)ハ
員会の承認	高压ガ
を得ること	ス保安法
と。	(昭和二十
13 定年制条	十六年法

<p>例第九条第 14 定年制条</p>	<p>例第九条第 三項の規定 に基づき、 他の職への 降任等をす べき特定管 理監督職群 に属する管 理監督職を 占める職員 が占める管 理監督職に 係る異動期 間を延長 し、引き続 き当該管理 監督職を占 める職員 に、当該管 理監督職を 占めたまま 勤務させ、 又は当該職 員を当該管 理監督職が 属する特定 管理監督職 群の他の管 理監督職に 降任し、若 しくは転任 すること。</p>	<p>律第二百 四号）第 二十七条 の二の規 定に基づ く高圧ガ ス製造保 安統括 者、高圧 ガス製造 保安技術 管理者及 び高圧ガ ス製造保 安係員 （これら の代理者 を含む。 む。）</p>
--------------------------	--	--

---

---

四項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、当該異動期間を更に延長することに就いて、人事委員会の承認を得ること。

15 定年制条

例第十条の規定に基づき、定年制条例第九条第一項から第四項の規定により異動期間を延長する場合又は同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合に、それぞれ当該職員の同意を得

---

---

---

---

---

---

ること。

16 定年制条  
例第十一条  
の規定に基  
づき、定年  
制条例第九  
条の規定に  
より延長し  
た異動期間  
の延長の事  
由が消滅し  
た職員につ  
いて、他の  
職への降任  
等をするこ  
と。

17 定年制条  
例第十二条  
又は第十三  
条第一項の  
規定に基づ  
き、年齢六  
十年以上退  
職者を職員  
(埼玉県企  
業職員の給  
与の種類及  
び基準に関  
する条例  
(昭和四十  
一年埼玉県  
条例第六十  
四条。以下  
この表にお

---

---

---

---

---

---

いて「給与  
条例」とい  
う）第四条  
に規定する  
管理職手当  
を支給され  
る職員の  
職）として  
採用するこ  
と。

18 職員の定

年等に関する  
条例等の  
一部を改正  
する等の条  
例（令和四  
年埼玉県条  
例第三十一  
号。以下こ  
の項におい  
て「改正定  
年制条例」  
という。）  
附則第三条  
第一項若し  
くは第二  
項、第四条  
第一項若し  
くは第二  
項、第五条  
第一項若し  
くは第二項  
又は第六条  
第一項若し

---

---

---

---

---

---

くは第二項の規定に基づき、職員（給与条例第四条に規定する管理職手当が支給される職員（職）として任期を定めて採用すること。

19 改正定年

制条例附則  
第三条第三  
項（同条例  
附則第四条  
第三項、第  
五条第三  
項、又は第  
六条第三項  
の規定にお  
いて準用す  
る場合を含  
む。）の規  
定に基づ  
き、職員  
（給与条例  
第四条に規  
定する管理  
職手当が支  
給される職  
員の職）と  
して任期を

---

---

---

---



補償法	職務災害	口 地方公	行う場合	る事務を	職に属す	ね、その	職を兼	としての	の公務員	公共団体	他の地方	務員又は	る国家公	関連のあ	イ 職務に	こと。	念する義務	を免除する	を免除する	念する義務	る職務に専	場合におけ	次に掲げる	契約局長の	道部長及び	画部長、水	事、経営企	3 局長、参	ること。	等を許可す	業への従事	長の営利企	地域の機関	の課長及び
職に属す	ね、その	職を兼	としての	の公務員	公共団体	他の地方	務員又は	る国家公	関連のあ	イ 職務に	すること。	義務を免除	に専念する	における職務	げる場合に	査の次に掲	主幹及び主	に局に置く	関の長並び	長、地域機	本庁の課	3 副参事、	こと。	を許可する	への従事等	の営利企業	を除く。）	域機関の長	課長及び地	事、本庁の	長、副参	長、契約局		



<p>くは公共          団体又は          公共的団          体の依頼          を受けて          講演、講          義、演技          等を行う          場合          4          職務に専          念する義務          の特例に関          する規則第          二条第十三          号の規定に          基づき、管          理者が必要          と認め人事          委員会の承          認を得るこ          と。</p>	<p>二 国若し          くは公共          団体又は          公共的団          体の依頼          を受けて          講演、講          義、演技          等を行う          場合          4          職員（局          長、参事、          経営企画部          長、水道部          長、契約局          長、副参          事、本庁の          課長、地域          機関の長並          びに局に置          く主幹及び          主査を除          く。）が国          若しくは公          共団体又は          公共的団体          の依頼を受          けて講演、          講義、演技          等を行う場          合における          職務に専念          する義務を</p>
--	---

	三 職員 の給与 に関する 事務	
規定に基づ 含む。）の する場合を において準用 条第七項に び第二十一 四第五項及 第十九条の 項（同条例 第十九条の 条の三第一 号）第十九 号）第十九 七年埼玉県 条例第十九 （昭和二十 七） 員の給与に 関する条例 第十五条の規 定でその例 によること とされる職 業管理規程 第五号。以 下この項に おいて「給 与規程」と いう。）第 十五條の規 定でその例 によること とされる職 員の給与に 関する条例 （昭和二十 七年埼玉県 条例第十九 号）第十九 条の三第一 項（同条例 第十九条の 四第五項及 び第二十一 条第七項に おいて準用 する場合を 含む。）の 規定に基づ	埼玉県企 業職員給与 規程（昭和 四十一年埼 玉県公営企 業管理規程 第五号。以 下この項に おいて「給 与規程」と いう。）第 十五條の規 定でその例 によること とされる職 業管理規程 第五号。以 下この項に おいて「給 与規程」と いう。）第 十五條の規 定でその例 によること とされる職 員の給与に 関する条例 （昭和二十 七年埼玉県 条例第十九 号）第十九 条の三第一 項（同条例 第十九条の 四第五項及 び第二十一 条第七項に おいて準用 する場合を 含む。）の 規定に基づ	
		と。免 除するこ と。

---

---

き、期末手  
当又は勤勉  
手当の支給  
を一時差し  
止める処分  
を行うこと。  
と。

2 給与規程

第十五条の  
規定でその  
例によるこ  
ととされる  
職員の給与  
に関する条  
例第十九条  
の三第三項  
又は第四項  
(同条例第  
十九条の四  
第五項及び  
第二十一条  
第七項にお  
いて準用す  
る場合を含  
む。)の規  
定に基づ  
き、期末手  
当又は勤勉  
手当の支給  
を一時差し  
止める処分  
を取り消す  
こと。

---

---

---

---

---

---

3 給与条例

第十七条第  
二項の規定  
に基づき、  
退職手当の  
全部又は一  
部を支給し  
ないことと  
する処分を  
行うこと。

4 給与規程

第十五条の  
規定でその  
例によるこ  
ととされる  
職員の退職  
手当に關す  
る条例（昭  
和三十八年  
埼玉県条例  
第十八号。

以下この項  
において

「退職手当  
条例」とい

う。）第十

六条第一項  
から第三項

までの規定  
に基づき、

退職手当の  
支払を差し  
止める処分

---

---

---

---

を行うこと。

5 給与規程第十五条の規定でその例によることとされる退職手当条  
例第十六条第五項から第七項までの規定に基づき、退職手当の支払を差し止める処分を取り消すこと。

6 給与条例第十七条第三項の規定で準用する退職手当条例第十七条第一項又は第二項の規定に基づき、退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うこと。

---

---

---

---

---

---

と。

7 給与条例

第十七条第

三項の規定

で準用する

退職手当条

例第十八条

第一項の規

定に基づ

き、退職手

当の全部又

は一部の返

納を命ずる

処分を行う

こと。

8 給与条例

第十七条第

三項の規定

で準用する

退職手当条

例第十九条

第一項の規

定に基づ

き、退職手

当の全部又

は一部の返

納を命ずる

処分を行う

こと。

9 給与条例

第十七条第

三項の規定

で準用する

---

---

---

---

四 労働 組合に 関する 事務	
地方公営企 業等の労働 関係に関す る法律（昭 和二十七年 法律第二百 八十九号） 第六条の規 定に基づ き、労働組	退職手当条 例第二十条 第一項から 第五項まで の規定に基 づき、退職 手当の全部 又は一部に 相当する額 の納付を命 ずる処分を 行うこと。 10 給与条例 第十七条第 三項の規定 で準用する 退職手当条 例第二十一 条第二項の 規定に基づ き、人事委 員会に諮問 すること。
労働組合と の団体交渉 に関し、必 要な事項を 決定し、及 び書面によ る協定を締 結するこ と。	

	五 人事 委員会 に関する 事務	
		合の役員と して労働組 合の業務に もつぱら従 事すること の許可及び 取消しを行 うこと。
1 職員の任 用に関する 規則（昭和 四十六年人 事委員会規 則六一一 号）によ り、人事委 員会へ申請 し、協議 し、請求 し、又は報 告し、及び 人事委員会 からの通知 書を受理す ること。	2 初任給、 昇格、昇給 等の基準に 関する規則 （昭和四十 六年人事委 員会規則七 一二二一	

六 叙 位、叙 勲及び 表彰に 関する 事務	
1 埼玉県表 彰規程（昭 和四十二年 埼玉県告示 第二百七 号）及び埼 玉県職員表 彰規程（昭 和三十二年 埼玉県訓令 第二十二 号）に基づ き、候補者 を知事に推 せんするこ と。	号）によ り、人事委 員会へ承認 申請するこ と。
2 位階令 （大正十五 年勅令第三 百二十五 号）及び勲 章従軍記章 制定ノ件 （明治八年 太政官布告 第五十四 号）に規定 する叙位及	

事務 に関する 号)に 第二 県条例 年埼玉 和三十 例(昭 定数条 員職 八 埼玉 員職	七 職員 の旅費 に関する 事務	
第二 年埼玉 和三十 例(昭 定数条 員職 八 埼玉 員職	職員の旅費 に関する条 例(昭和二 十七年埼玉 県条例第二 十号)第三 十六条の規 定に基づ き、外国旅 行に係る旅 行手当の支 給を受ける 者の範囲、 額、支給条 件及び支給 方法につい て知事に協 議すること。 と。	
		び叙勲候補 者を知事に 推せんする こと。

	財務課	<p>九 職員 の福利 の厚生に 関する 事務</p>	<p>一 地方 公営企 業法 (昭和 二十七 年法律 第二百 九十二 号。以 下この 項にお いて 「法」 とい う。) 及び地 方公営 企業法 施行令 (昭和 二十七 年政令 第四千 三三三 号。以 下この 項にお いて 「法」 とい う。) 及び地 方公営 企業法 施行令 (昭和 二十七 年政令 第四千 三三三 号。以 下この 項にお いて 「法」 とい う。)</p>	<p>1 法第十七 条の二の規 定に基づく 出資金及び 補助金に関 すること。 2 法第十七 条の三の規 定に基づく 補助金に関 すること。 3 法第十八 条の二の規 定に基づく 長期貸付に 関すること。 4 法第二十 二条の規定 に基づく企 業債に関す ること。 5 法第二十 七条の規定 に基づき、 指定金融機 関を指定 し、公金の</p>	<p>1 法第三十 一条の規定 に基づき、 試算表等を 作成し、知 事に提出す ること。 2 法第三十 三条の二の 規定に基づ き、公金の 徴収又は収 納の事務を 私人に委託 すること。 3 法第二十 二条の二の 規定に基づ き、地方公 営企業の業 務の状況を 説明する書 類を知事に 提出するこ と。 4 施行令第 二十一條の 規定</p>
--	-----	---	--	--	---

令」と い う。 ） に 関 す る 事 務	出納事務の 一部を取り 扱わせるこ と。	に基づき、 第二十一条 の五第一項 第一号から 第十四号ま でに掲げる 経費等の支 出の事務を 私人に委託 すること。
6 法第二十 七条の二の 規定に基づ き、指定金 融機関が取 り扱う公金 の収納又は 支払の事務 について監 査委員に監 査の要求を すること。	七条の二の 規定に基づ き、指定金 融機関が取 り扱う公金 の収納又は 支払の事務 について監 査委員に監 査の要求を すること。	5 施行令第 二十二条の 四の規定に 基づき、出 納取扱金融 機関等につ いて地方公 営企業の業 務に係る公 金の収納等 の事務につ いて検査す ること。
7 法第二十 九条の規定 に基づく一 時借入金に 関すること。	7 法第二十 九条の規定 に基づく一 時借入金に 関すること。	7 法第二十 九条の規定 に基づく一 時借入金に 関すること。
8 法第三十 四条の規定 で準用する 地方自治法 第二百四十 三条の二の 八第三項の 規定に基づ き、監査委 員に対して 賠償責任の	8 法第三十 四条の規定 で準用する 地方自治法 第二百四十 三条の二の 八第三項の 規定に基づ き、監査委 員に対して 賠償責任の	8 法第三十 四条の規定 で準用する 地方自治法 第二百四十 三条の二の 八第三項の 規定に基づ き、監査委 員に対して 賠償責任の

<p>有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき期限を定め賠償を命ずること。</p> <p>9 法第三十条の規定で準用する地方自治法第二百四十三条の二の八第八項の規定に基づき、職員の賠償責任の全部又は一部を免除すること。</p>	<p>二 国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号。以下こ</p>
<p>1 法第五条第三項の規定に基づき、大規模の償却資産に係る交付金算定標準額となるべき価格の合計額等を都道府県知事</p>	

の項に  
おいて  
「法」  
とい  
う。  
（  
に  
関  
す  
る  
事  
務

に通知す  
ること。

2 法第七条  
の規定に基  
づき、固定  
資産の価格  
等を当該固  
定資産の所  
在地の市町  
村長に通知  
すること。

3 法第八条  
の規定に基  
づき固定資  
産の所在地  
の市町村長  
に対し、当  
該固定資産  
の価格の修  
正に関する  
通知をする  
こと。

4 法第九条  
第二項の規  
定に基づ  
き、市町村  
長からの申  
出に正当な  
理由がある  
と認め、交  
付金算定標  
準額の基準  
とすべき固

定資産の価  
格を当該市  
町村長に通  
知するこ  
と。

5 法第九条  
第三項の規  
定により、  
市町村長か  
らの申出に  
ついて正当  
な理由がな  
いと認め、  
その旨及び  
その理由を  
当該市町村  
長に通知す  
ること。

6 法第十条  
第一項の規  
定に基づ  
き、二以上  
の市町村に  
わたって所  
在する固定  
資産につい  
て、当該固  
定資産が所  
在するもの  
とされる市  
町村を定  
め、当該固  
定資産の価

<p>三 埼玉 県公営 企業財 務規程 (昭和 三十九 年公営 企業管 理規程 第五 号)に 関する 事務</p>	
<p>埼玉県公営 企業財務規 程第二百十 条の規定に 基づき、地 方自治法施 行令第六六 十七条の四 第二項各号 の一に該当 する者を一 般競争入札 (第三百十 七条におい て本条を準 用する場合 を含む。) から排除す ること。</p>	
	<p>7 法第十条 第二項の規 定に基づ き、二以上 の市町村に わたって所 在する固定 資産の配分 価格を修正 すること</p>

	地域整備 備課	地域整備 に関する 事務	1 分譲用地 について、 売買契約又 は貸付契約 を締結する こと。	2 前号に定 める契約を 解除し、又 は用地を買 い戻すこ と。	3 地域整備 事業に係る 用地及び施 設につい て、売買契 約又は貸付 契約を締結 すること。	4 前号に定 める契約を 解除し、又 は用地及び 施設を買い 戻すこと。	5 用地の取 得に係る委 託協定を締 結するこ と。	6 用地の造 成に係る負

	1 分譲用地 及び建築物 等の転売又 は転貸を承 認するこ と。	2 公共施設 等の引渡し に関するこ と。	3 公共用地 の引渡しに 関するこ と。	4 分譲用地 の一時的、 臨時的な貸 付けに関す ること。

	水道企 画課
	一 工業 用水道 事業法 (昭和 三十三 年法律 第八十 四号。 以下こ の項に おいて 「法」 とい う。)
担金協定を 締結するこ と。	る事務 に關す
1 法第三 条第一 項の規 定に基 づき、 事業の 届出を すること。 2 法第六 条第一 項の規 定に基 づき、 給水能 力等の変 更の届出 をすること。 3 法第九 条第一 項の規 定に基 づき、 事業の 休止又は 廃止の届出 をすること。 4 法第十七 条第一 項の規 定に基 づき、 供給規 程の届出 をすること。 5 法第二十 三条第一 項の規 定に基 づき、 工業	

<p>水道事業 に関する報 告をするこ と。</p>	<p>二 埼玉 県工業 用水道 料金徴 収条例 （昭和 四十一 年埼玉 県条例 第六十 五号） に 関 す る 事 務</p>	<p>三 埼玉 県工業 用水道 事業給 水規程 （昭和 四十一 年埼玉 県公営 企業管 理規程 第六 号。以 下この 項にお いて</p>
<p>1 規程第四 条第二項の 規定に基づ き、給水を 承認するこ と。</p> <p>2 規程第五 条第二項の 規定に基づ き、特別給 水を承認す ること。</p> <p>3 規程第六 条の規定に 基づき、承 認内容の変</p>	<p>埼玉県工業 用水道料金 徴収条例第 六条の規定 に基づき、 料金を減額 し、又は免 除するこ と。</p>	

「規  
程」と  
い  
う。  
）  
に  
関  
す  
る  
事  
務

更を認める  
こと。

4 規程第十  
五条の規定  
に基づき、  
使用の中止  
又は廃止を  
承認するこ  
と。

5 規程第十  
八条第一項  
の規定に基  
づき、工業  
用水の給水  
に関する権  
利義務の承  
継について  
承認するこ  
と。

6 規程第十  
九条の規定  
に基づき、  
雑用水の給  
水を認める  
こと。

7 規程第二  
十一条の規  
定に基づ  
き、給水の  
承認を取消  
し、又は給  
水を停止す  
ること。

<p>同法第十一</p>	<p>で準用する</p>	<p>一条の規定</p>	<p>法第三十</p>	<p>請をす</p>	<p>止の許可申</p>	<p>止又は廢</p>	<p>き、事業の</p>	<p>規定に基づ</p>	<p>条第一項の</p>	<p>同法第十一</p>	<p>で準用する</p>	<p>一条の規定</p>	<p>法第三十</p>	<p>請をす</p>	<p>更の認可申</p>	<p>種別等の変</p>	<p>象等の増加</p>	<p>又は水源の</p>	<p>規定に基づ</p>	<p>き、給水対</p>	<p>ること。</p>	<p>可申請をす</p>	<p>業経営の認</p>	<p>用水供給事</p>	<p>項にお</p>	<p>下この</p>	<p>法（以</p>	<p>四 水道</p>
<p>同法第十一</p>	<p>で準用する</p>	<p>一条の規定</p>	<p>法第三十</p>	<p>請をす</p>	<p>止の許可申</p>	<p>止又は廢</p>	<p>き、事業の</p>	<p>規定に基づ</p>	<p>条第一項の</p>	<p>同法第十一</p>	<p>で準用する</p>	<p>一条の規定</p>	<p>法第三十</p>	<p>請をす</p>	<p>更の認可申</p>	<p>種別等の変</p>	<p>象等の増加</p>	<p>又は水源の</p>	<p>規定に基づ</p>	<p>き、給水対</p>	<p>ること。</p>	<p>可申請をす</p>	<p>業経営の認</p>	<p>用水供給事</p>	<p>項にお</p>	<p>下この</p>	<p>法（以</p>	<p>法第二十九</p>

号)に 程第三 管理規 営企業 玉県公 三年埼 和四十 程(昭 給水規 給事業 用水供 県水道 六 埼玉	事務 関する 号)に 第十二 県条例 年埼玉 四十三 (昭和 条例 金徴収 用水料 県水道 五 埼玉	条第二項の 規定に基づ き、事業の 譲渡による 廃止の届出 をすること。 と。
と。 認すること。 水を受け、承 水の申込み に基づき、給 項の規定に 第二條第二 業給水規程 用水供給事 埼玉県水道	と。 除すること。 し、又は免 金を減額 に基づき、料 条の規定に 収条例第六 用水料金徴 埼玉県水道	

	水道管 理課
関する 事務	一 高圧 ガス保 安法 (以下 この項 におい て 「法」 とい う。) に 関 す る 事 務
1 法第十四 条第四項の 規定に基づ き、製造の ための施設 等の変更の 届出をする こと。	2 法第十九 条第一項の 規定に基づ き、第一種 貯蔵所の位 置等変更の 許可申請を すること。
3 法第十九 条第二項の 規定に基づ き、第一種 貯蔵所の位 置等変更の 届出をする こと。	4 法第二十 条第一項の 規定に基づ き、完成検 査の申請を すること。

二 電氣 事業法 に 関 す る 事 務	
と。 を す る こ と。 計 画 の 届 出 を す る こ と。 変 更 の 工 事 の 設 置 又 は 電 気 工 作 物 の 設 置 又 は 自 家 用 電 気 工 作 物 の 設 置 又 は 変 更 の 工 事 計 画 の 届 出 を す る こ と。	5 法第二十 一条第一項 の規定に基 づき、製造 の開始又は 廃止の届出 を す る こ と。 6 法第二十 四の四條第 一項の規定 に基づき、 特定高圧ガ ス消費施設 等の変更の 届出を す る こ と。 7 法第六十 三条第一項 の規定に基 づき、事故 の届出を す る こ と。

<p>四 電波 法（以 下この 項にお いて</p>	<p>三 電氣 関係報 告規則 （以下 この項 におい て「規 則」と い う。） に 関 す る 事 務</p>
<p>1 法第六 条第一 項の規 定に基 づき、 無線局 の免許 を受</p>	<p>1 規則第 三 条第二 項の規 定に基 づき、 感電又 は破損 事故若 しくは 電氣工 作物の 誤操作 若しく は電氣 工作物 を操作 しない こと により 人が死 傷した 事故及 び電氣 火災事 故の報 告をす ること。 2 規則第 五 条第二 号の規 定に基 づき、 自家用 電氣工 作物を 設置す る事業 場又は 送電線 路の廃 止の報 告をす ること。</p>

<p>「法」とい う。） に関する 事務</p>	<p>五 工業 用水道 事業法 に関する 事務</p>	
<p>六 埼玉 県工業 用水道 事業給 水規程 （以下 この項 におい て「規 程」と い う。） に関する 事務</p>	<p>1 規程第七 条ただし書 の規定に基 づき、量水 器について 別に定める 基準による ことができ る者を決定 すること。 2 規程第十 四条第二項 の規定に基 づき、受水 そのの設置 及び増設等 について必 要な指示を すること。</p>	<p>2 法第二十 二条の規定 に基づき、 無線局の廃 止の届出を すること。</p>

